

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月29日

京都市選挙管理委員会委員長 内海 貴夫

京都市選挙管理委員会規程第1号

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

京都市選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線表示部分（以下「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線表示部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p><u>（組織）</u> 第15条 事務局に次の課を置く。 選挙課</p>	
<p>（職員の定数） 第16条 （略）</p>	<p>（職員の定数） 第15条 （略）</p>
<p>（職名） 第17条 事務局に局長、<u>課に課長を置く。</u> 2 事務局に統括監察員を置く。 3 <u>京都市職員の倫理の保持に関する条例第6条に規定する職員の倫理を監督する職員は、統括監察員とする。</u></p>	<p>（職名） 第16条 事務局に局長、<u>次長、総務課長、選挙課長、庶務係長、選挙係長及び啓発係長を置く。</u> 2 事務局に<u>京都市職員の倫理の保持に関する条例第6条第1項に規定する職員の倫理を監督する職員として統括監察員を置く。</u></p>

4 選挙課に庶務係長，選挙係長及び啓発係長を置く。

5 事務局に次長を置くことがある。

6 課に課長補佐を置くことがある。

7 企画，調査若しくは事務の統括を担当させるため必要があるときは局に参事，課に担当課長，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

8 局長は書記長とし，事務局の職員は書記とする。

9 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は，全ての職務につき，次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ，同表の右欄に掲げるとおりとする。

	職制上の段階	標準的な職
1	局長が属する職制上の段階	局長
2	次長，参事が属する職制上の段階	部長
3	課長，担当課長が属する職制上の段階	課長
4	課長補佐，担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5	庶務係長，選挙係長，啓発係長，担当係長が属する職制上の段階	係長
6	主任が属する職制上の段階	主任
7	1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

3 統括監察員は，次長をもって充てる。

4 事務局に課長補佐を置くことがある。

5 企画，調査若しくは事務の統括を担当させるため必要があるときは局に参事，担当課長，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

6 局長は書記長とし，事務局の職員は書記とする。

7 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は，全ての職務につき，次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ，同表の右欄に掲げるとおりとする。

	職制上の段階	標準的な職
1	局長が属する職制上の段階	局長
2	次長，参事が属する職制上の段階	部長
3	総務課長，選挙課長，担当課長が属する職制上の段階	課長
4	課長補佐，担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5	庶務係長，選挙係長，啓発係長，担当係長が属する職制上の段階	係長
6	主任が属する職制上の段階	主任
7	1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

<p><u>(局長)</u></p> <p><u>第18条</u> 局長は委員長の命を受け、事務局の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p><u>(職務)</u></p> <p><u>第17条</u> 局長は委員長の命を受け、事務局の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>2 次長は、局長を補佐する。</u></p> <p><u>3 参事、統括監察員、課長及び担当課長（以下「課長等」という。）、担当課長補佐並びに係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。</u></p> <p><u>4 課長補佐は、課長が定める事務について課長を補佐する。</u></p>
<p><u>(職務)</u></p> <p><u>第19条</u> 次長は、局長を補佐し、課長補佐は、課長が定める事務について課長を補佐する。</p> <p><u>2 課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p>	
<p><u>第20条</u> 参事、統括監察員、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。</p>	
<p><u>(代理)</u></p> <p><u>第21条</u> 局長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。</p> <p><u>2 局長及び次長にともに事故があるときは、課長がその職務を代理する。</u></p> <p><u>3 課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が</u></p>	<p><u>(代理)</u></p> <p><u>第18条</u> 局長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。</p> <p><u>2 局長及び次長にともに事故があるときは、主管事務につき、課長等がその職務を代理する。</u></p> <p><u>3 課長等に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。</u></p>

<p><u>おかれている場合にあつては、主管事務につき担当課長がその職務を代理し、課長及び担当課長とともに事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。</u></p>	
<p>(配属及び分担)</p> <p><u>第22条</u> 局長及び課長は、その所属職員の配置を定める。</p> <p>2 局長は、参事、<u>担当課長</u>、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定める。</p> <p>3 担当課長補佐、係長、担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。</p>	<p>(配属及び分担)</p> <p><u>第19条</u> 局長は、その所属職員の配置を定める。</p> <p>2 局長は、参事、<u>課長等</u>、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定める。</p> <p>3 <u>課長等</u>、担当課長補佐、係長、担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。</p>
<p>(事務分掌)</p> <p><u>第23条</u> <u>課の分掌する事務の概目</u>は、次のとおりとする。</p> <p><u>選挙課</u></p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(事務の概目)</p> <p><u>第20条</u> <u>事務局において取り扱う事務の概目</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>
<p>(局長等の専決事項)</p> <p><u>第24条</u> 1～2 (略)</p> <p>3 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 臨時的任用職員に関すること。</p>	<p>(局長等の専決事項)</p> <p><u>第21条</u> 1～2 (略)</p> <p>3 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員</u>に関すること。</p>

- 4 課長の専決事項は、次のとおりとする。
- (1) 職員の扶養親族，通勤手当及び住居手当の認定に関すること。
 - (2) 所属職員の休暇，欠勤等の承認等に関すること。
 - (3) 所属職員の出張及び復命に関すること。
 - (4) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，職員団体の業務によるものを除く。
 - (5) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
 - (6) 証明に関すること。
 - (7) ホームページの作成に関すること。
 - (8) 軽易な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。
 - (9) 軽易な公告の決定に関すること。

- 4 事務局の庶務を担当する課長の専決事項は，職員の扶養親族，通勤手当及び住居手当の認定に関することとする。

- 5 課長の専決事項は，次のとおりとする。

- (1) 補佐職員の休暇，欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，職員団体の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 担当事務に係る証明に関すること。
- (6) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。
- (7) 担当事務に係る軽易な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。

	(8) <u>担当事務に係る軽易な公告の決定に関すること。</u>
第25条 ～ 第27条 (略)	第22条 ～ 第24条 (略)
第4章 公示の方法 第28条 委員会及び委員長の告示は、京都市条例の公布等に関する条例第6条において準用する同条例第2条第2項に定めるところにより行う。	第4章 公示の方法 第25条 委員会及び委員長の告示は、京都市条例の公布等に関する条例第6条 <u>本文</u> において準用する同条例第2条第2項 <u>本文及び同条例第6条ただし書</u> に定めるところにより行う。
第5章 公印 第29条 ～ 第30条 (略)	第5章 公印 第26条 ～ 第27条 (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4章の改正規定は公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)